令和７年度版

放課後等デイサービス　さんらいず

危機管理・防災マニュアル

Ⅰ　安全・衛生管理マニュアル

1 通常時

（1）　安全衛生管理

サービス提供前：各設備の安全管理（点検）

（内容）

・玄関・・・清掃、ドアノブ等消毒、手指消毒用アルコールの補充
・トイレ・・・清掃、ドアノブ、便座等の消毒、トイレットペーパーの補充
・洗面所・・・清掃、蛇口の消毒、ペーパータオルの補充
・キッチン・・・清掃、蛇口の消毒、ペーパータオルの補充
・相談室・学習室・・・清掃、扉、机、ロッカー等の消毒
危険物、危険個所の確認

（2）　利用者への衛生支援及び指導

①　通所時以下の確認を行う

・検温
・手洗い、うがい、手指消毒
・衣類持ち物等の衛生確認
・けがや体調等の確認
・利用者の連絡帳等の確認（下校時担任との様子確認）

②　以下の時点で必ず手洗いを励行する

・トイレ使用後
・おやつを食べる前
・外からの入室
・その他必要に応じて

2 緊急時

（1）　体調不良の可能性のある利用者がいた場合

①　体調を確認。別室にて安静にし体温測定。保護者に連絡をする。

②　施設外で発生した場合には、車内にて安静①及び③の対応をする。

③　別紙「事故（トラブル）発生時の対応」を参照

（2）　上記（1）の事後対応

①　管理責任者より当事者の保護者に確認

・当事者の病状（感染症の有無）、経過の確認を行う。

（3）　感染症（コロナウイルス等）が発生した場合

①　令和５年５月８日にコロナ感染症が５類感染症に移行したことで、コロナ感染症に感染した場合は、発症後、５日間経過するまでは児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を控えていただくようにご家族に連絡する。

さんらいず開所時のフローチャート

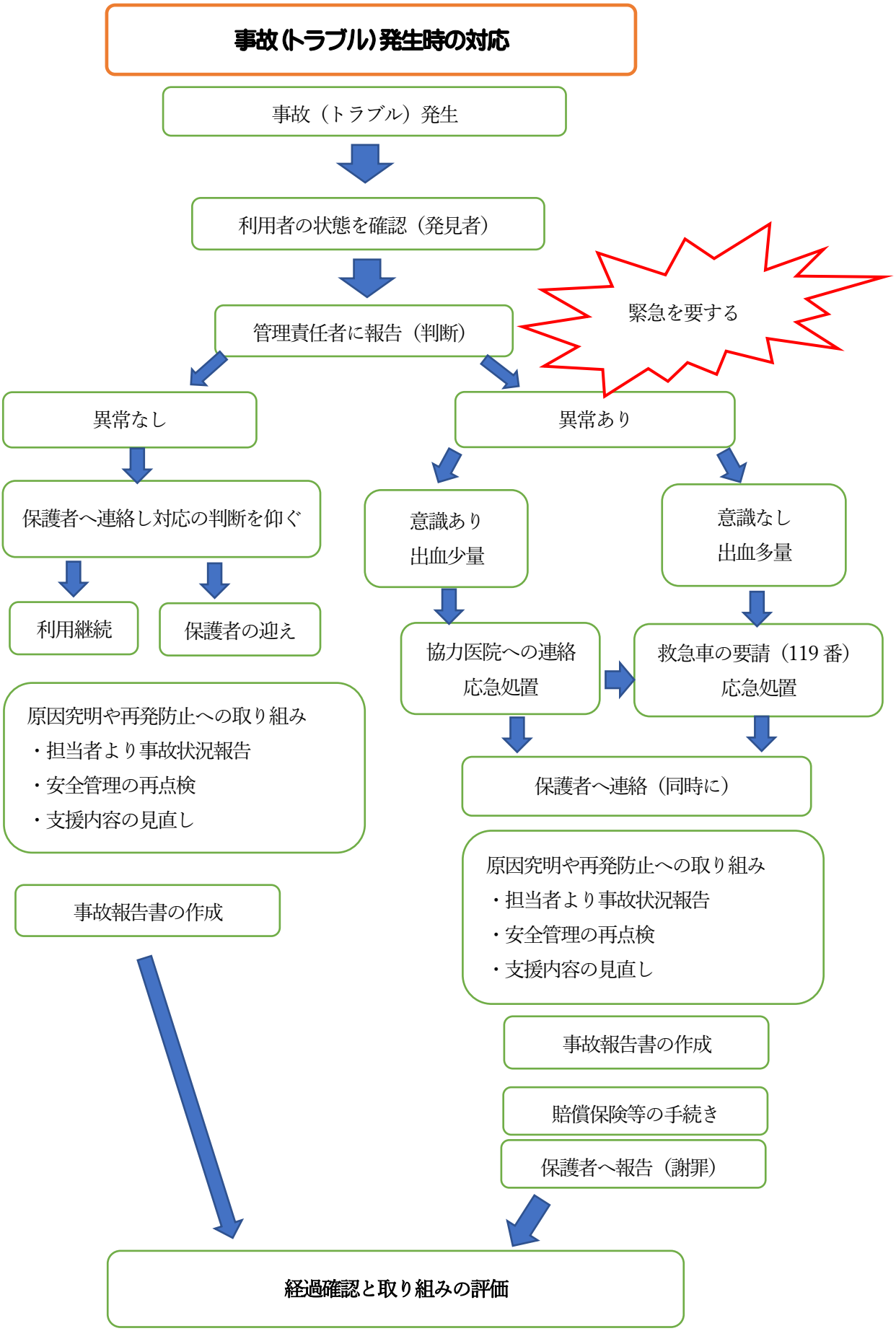

※受傷直後異常がなくても、受傷部が頭部や顔面や頸部の場合状態が悪くなる可能性があることを保護者に伝える。

Ⅱ　防災及び災害時対応マニュアル

１．　各担当者を決定周知し、欠員ある場合は柔軟に対応できるようにする。

１）リーダーＡ　消防署、病院、警察署等への通報担当

管理責任者（不在の場合は児童発達支援管理責任者）がその任に就く

２）職員Ｂ　消火活動、救急車誘導、非常持出書類、非常食持参

３）職員Ｃ　避難誘導、人員点呼

２．　対応ケース

１）疾病、けがへの対応

（１）　発見者は管理責任者（リーダーA）に報告、発見者及び他の職員は、応急処置を行う

（２）　リーダーA は異常の有無の判断を行い、職員に指示する。

（３）　リーダーＡは必要時すみやかに 119 番による救急車要請をおこなう。

※救急車要請手順参照

（４）　リーダーA は協力医院に連絡し、指示を仰ぐ

①　浅生原クリニック：浅生原字日向 20-2　☏0223-23-0345

②　菊池内科医院：作田山 2-72　☏0223-37-3300

（５）　職員Ｂは、リーダーA の指示のもと救急車の誘導を行うため外に待機し、救急車の誘導を行う

（６）　職員Ｃは利用者の点呼を行い当事者以外への適切な指導を行う

２）~~コロナ~~感染症対応

（１）37.5 度以上の発熱・咳・鼻水等の風邪症状や嘔吐・下痢等の消化器症状がある場合、かかりつけ医院に通院の上連絡いただく。

（２）放課後等デイサービス・児童発達支援利用中に 37.5 度以上の発熱・咳・鼻水等の風邪症状や嘔吐・下痢などの消化器症状が見られた場合は、家族に連絡し、ご対応をお願いする。

（３）利用者の学校・保育所がインフルエンザウイルス・コロナウイルス等による臨時休校、閉所になった場合、利用者は、お休みとする。その後さんらいずと家族間で体調等の確認を行い利用開始とする

（４）利用者の家族の学校や保育所、勤務先においてインフルエンザウイルス・コロナウィルス等が発生して休校、休業となった場合、家族で判断の上、さんらいずまで連絡をお願いする。

（５）さんらいず職員間でインフルエンザウイルス・コロナウイルス・ノロウイルス等に感染した場合、該当職員は家族へ電話で報告する。

（６）インフルエンザウイルス・コロナウイルスに感染した職員は解熱後 24 時間から勤務可能とする。ただし、解熱はしたが咳が止まらない、倦怠感が強いなど症状が続いている場合は管理責任者に相談する。

（７）ノロウイルスに感染した職員は、下痢・嘔吐が消失後 24 時間から勤務可能とす

る。

3）火災への対応

（1） 火災を発見したとき発見者は、大声で「火事だ」と叫び、職員Ｃは、利用者を安全な避難場所に避難させ人員の点呼を行う

（2） 職員Ｂは、消火器にて初期消火を行う。リーダーＡは 119 番通報を行う

（3） 消火器の使用後はすみやかに屋外へ避難する。

※出火が激しいときは、避難を最優先にする。

4） 地震・津波への対応

（1） 開所の場合、地震発生時、テーブルの下などで揺れがおさまるまで待機する。窓やドアを開ける。

（2） リーダーＡは、戸外への移動の指示を全員に伝える。(防災頭巾を配布)

（3） 職員Ｃは戸外で人員点呼を行いリーダーＡに報告する。

（4） さんらいず施設周りを職員Ｂが点検

（5） 携帯等で現状を把握し、津波の恐れありの場合は、全員に山元町体育館への移動をリーダーＡが指示する。

（6） 職員Ｂは非常持ち出し書類（個別支援記録（連絡先等記載)、金庫２段目書類、印鑑等）及び非常食を持っていく。

（7） 山元町体育館へさんらいずの車に分乗し避難する。
避難経路：経路１．さんらいず→国道６号線→山元町体育館

（8） 山元町体育館への避難完了後、職員Ｃは、人員点呼を行いリーダーＡに報告する。一時避難が完了した時点で保護者に現状を報告する。

（9） 保護者と連絡が取れない場合は、利用者の安全を確保して山元町体育館にて待機する。

5）不審者への対応

（1）玄関に入った時点で職員Ｂが対応する。
(清掃用具等長い物を近くに置いておく)

（2） その間リーダーＡの指示のもと職員Ｃは、不審者の移動経路を遮断し、利用者を東側台所のドアから東側畑に避難させる。

（3） リーダーＡは不法侵入と判断した場合 110 番通報する。

Ⅲ．その他

１．訓練・研修について

（１）

訓練・研修名	対象者	実施時期
救急対応及び消火器使用研修	全職員	４月
避難訓練①（地震、津波、火災）	利用者、全職員	５～８月（随時実施）
避難訓練②（不審者）	利用者、全職員	10 月

２．保護者への連絡について

（１）保護者への緊急連絡先名簿にて電話する。

（２）保護者への連絡項目について

「いつ」、「どこで」、「何をしていて」、「どこが」、「どうなったのか」を事実だけを誠意をもって正確に伝える。

（３）原則医療機関へは、保護者に迎えに来ていただき、受診する。

３．宮城県への報告について

事故・けがの結果、報告に該当する場合は、定められた書式で塩釜保健所（仙台保健福祉事務所塩釜保健所）に報告する。

〒985-0003

塩竈市北浜四丁目 8-15　Tel:022-365-3153　Fax:022-362-6161

４．備蓄について

備蓄品名	個数	保管場所
飲料水	１箱	職員室
ビスコ	１０缶	職員室

さんらいず開所中に地震・津波警報発令の場合

地震発生

↓

地震発生時、テーブルの下などで揺れがおさまるまで待機する。
窓やドアを開ける。

↓

リーダーＡは、戸外への移動指示を行い全員に伝える（防災頭巾の配布）

↓

職員Ｃは、戸外で人員点呼を行いリーダーＡに報告する。

↓

さんらいず施設周りを職員Ｂが点検

↓

携帯等で状況を把握し、津波の恐れありの場合は、全員に山元町中央公民館への移動をリーダーＡが指示する

↓

職員Ｂは非常持ち出し書類（個別支援記録（連絡先等記載）、金庫２段目の書類、法人印等）及び防災リュックを持っていく

↓

山元町体育館へ車に分乗し避難する

避難経路：さんらいず→国道６号線→山元町中央公民館

↓

山元町体育館への避難完了後、職員Ｃは人員点呼を行いリーダーＡに報告し、一時避難が完了した時点で保護者に状況を電話にて報告する

↓

保護者と連絡が取れない場合は、とれるまで利用者の安全を確保し、中央公民館にて待機する

開所時間外に地震・津波・台風・大雨・大雪等の警報等が発令されている場合

地震・津波・台風・大雨・大雪等の警報発令

↓

開所・閉所の判断

職員間で情報を共有し、開所・閉所の判断を行う

↓

開　所

↓

ご家族へ連絡

地震・津波・台風・大雨・大雪等により交通手段が確保できない場合（各学校も休校措置の場合）
さんらいずでも送迎が難しい旨を連絡し、希望するご家族の送迎でご利用していただく

↓

閉　所

↓

ご家族へ連絡

地震・津波・台風・大雨・大雪等の発令により開所できないことをご家族に連絡する
緊急連絡表によりご家族に連絡

2024 年 10 月 23 日　改定
2025 年 6 月 17 日　改訂